

2021年1月20日

関係者各位

### 消費税総額表示義務化に伴う価格表示について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より日本楽譜出版協会ならびに日本楽譜販売協会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、国内出版物は、消費税転嫁対策特別措置法の特例措置により消費税総額表示(以下、定価)の義務が免責されておりますが、2021年3月31日をもって、特例措置が終了し、「4月1日」以降は総額表示が再び義務化されます。

両協会では、関連省庁と本法令案について協議を重ねられた関連団体である日本書籍出版協会ならびに日本雑誌協会を中心とした出版業界団体「税制専門委員会」が取り纏められたガイド・ライン「消費税の総額表示への対応について(2020年12月版)」に順じ、会員各社には4月1日以後の「新刊・再販」につきまして、対応を促しております。

尚、「ガイド・ライン」の対応例といたしまして本への直接表記は「雑誌」を除き、ほぼ行われません。当業界ではスリップ対応が主流となると予想されますが、「スリップ・カバー・帯・栞・シール」など、記載例も複数掲載されております。表示方法もスリップでは、突起部に「定価1100円(税10%)」が主流ではありますが、表記例も様々となっております。詳しくは、日本書籍出版協会ホームページ(<https://www.jbpa.or.jp/>)をご参照下さい。

### 協会の取組みとお願い

両協会では、雑誌を含め対応商品について「今後2年で総出荷量の8割超」を目指します。出版物に関しては、タイトル数や店頭・中間・版元各社の在庫の状況、商品力・販売力等の観点から即時全品対応は困難ということ、関係省庁もある程度ご理解いただいております。また、非表示商品(既刊本の在庫・市中在庫)の取り扱いを念頭に当該ガイド・ラインには、本件に関するポイントとして、以下3点がございます。

「法に罰則無し」

「出版社が責任を持つ」

「出版各社の判断で可能な限り総額表示への対応を」

両協会といたしましては、日本書籍出版協会事務局なども足並みをそろえ、まずは「新刊・再販」の100パーセント実施と表示商品の総出荷量の比率を高めるように努めて参ります。

販売店様におかれましては、上記の事情をご理解の上、店頭の商品も含め「表示・非表示」に関わらず安心して販売にご尽力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

お客様からのお問い合わせの際は、当内容をお伝えいただき鋭意努力している旨、お知らせ戴けましたら幸いです。

尚、非表示商品についてシール添付など行った場合は、納品状態に戻してからご返品下さいますようご協力お願い申し上げます。

一般社団法人 日本楽譜出版協会  
日本楽譜販売協会